

## 広島県河川清掃等業務委託実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、広島県が管理する河川における河川清掃等業務の委託について、必要な事項を定めることにより、河川管理者として、河川清掃等を行う団体（以下「団体」という。）を支援することとし、もって県民の河川愛護意識の普及・向上を図るとともに、良好な河川環境を保持することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、団体の支援を目的とする委託の対象となる業務（以下「業務」という。）とは、河川の流水の疎通を図り、災害を予防し、美化保全に寄与する活動をいう。

### (業務実施方法)

第3条 業務の実施は、地元市町に委託して実施するものとする。

### (実施の依頼)

第4条 知事は、業務実施前年度1月に市町に対して、業務の実施依頼（別記様式第1号）を行うものとする。

### (業務の受託等)

第5条 業務を受託しようとする市町は、業務実施申込書（別記様式第2号）に、団体を記載した業務実施計画書（別記様式第3号）及び実施予定箇所図を添付して、業務実施前年度の2月末までに、知事に提出するものとする。

### (契約締結)

第6条 知事は、前条の規定に基づく業務実施申込書の提出があったときには、その内容を査定し、業務の委託が適当であると認めたときは、事業実施年度において、委託契約（別記様式第4号）を締結するものとする。

(契約の変更等)

第7条 知事は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は一部中止することができるものとする。

2 市町は、受託業務の内容を変更又は一部中止する必要が生じた場合は、計画変更協議書（別記様式第5号）に関係書類を添付して、知事に協議するものとする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

3 市町は、受託業務が予定の期間内に完了しない場合又は業務委託の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に協議するものとする。

(実施報告)

第8条 市町は、受託業務が完了したときは、業務完了報告書（別記様式第6号）に、業務実施実績書（別記様式第3号）及び活動経過に係る写真等の関係書類を添付して、当該年度の3月25日までに、知事に提出するものとする。

(完了通知等)

第9条 知事は、前条の規定に基づく業務完了報告書の提出があったときには、その適否を審査し、適当と認めるときは、市町に対して通知（別記様式第7号）を行うものとする。

2 知事は、団体が同一の活動により広島県から他の奨励金等を受けたときは、当該活動に係る委託料を支払わないことができるものとする。

(委託料の支払)

第10条 市町は、前条の規定による通知を受けた後、知事に対して委託料の支払いを請求（別記様式第8号）するものとする。

(保険)

第11条 知事は、団体に対する傷害保険及び賠償責任保険の設定を行うものとする。ただし、団体が既に他の保険に加入している場合は、この限りでない。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

変更 平成15年12月10日から施行する。

変更 平成18年1月19日から施行する。

変更 平成21年5月21日から施行する。

変更 平成31年3月22日から施行する。